

## II 幼児教育センターの概要

### 1 幼児教育センターがめざすもの

教育庁と知事部局（福祉保健部）の連携を強化し、幼児の教育・保育を担う幼稚園教諭、保育教諭、保育士等への研修を充実させ、もって県内の教育・保育の向上を図ります。

幼児期における教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。このことは、教育基本法第11条と認定こども園法第1条に示されています。

これらの法令に基づいた国の動向を下記に示します。

#### 国の動向①「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の整合化

2017年（平成29年）3月28日に、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（以下3要領・指針）が初めて同日告示され、2018年（平成30年）4月から全面実施されました。それらのいずれにも、育みたい資質・能力の三つの柱の「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力の基礎」「学びに向かう力・人間性等」を一体的に育むよう努めることが示されました。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿を「10の姿」として整理されたものです。

幼児教育では、遊びの中で幼児が発達していく姿を、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な経験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められています。

小学校の学習指導要領においても、幼児期の学びから小学校教育に円滑に移行できるよう、各教科等の指導においても、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連を考慮することが求められています。

#### 国の動向②「第3期教育振興基本計画」

「第3期教育振興基本計画」は、2018年（平成30年）6月に閣議決定されました。

この計画は、教育基本法17条により国が策定するもので、各自治体は、これを参照して施策を実施することとなっています。計画の中で、「園種や設置主体の違いに関わらず、全ての子供が、健やかに成長できるよう、幼児期から質の高い教育・保育を提供することの重要性が高まっている」と示されています。加えて、幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」の設置や、「幼児教育アドバイザー」の育成配置などが示されています。

#### 国の動向③「令和の日本型学校教育」の構築

2021年（令和3年）1月、中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと共同的な学びの実現～（答申）を取りまとめました。

答申では、幼児教育の質の向上における基本的な考え方として、「幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うこととする目的としていることや、「幼稚園、保育所、認定こども園といった各幼児教育施設において

は、集団活動を通して、幼児期に育みたい資質・能力を育成する幼児教育の実践の質の向上が必要である」とこと、「教育環境の整備も含めた幼児教育の内容・方法の改善・充実や、人材の確保・資質及び専門性の向上、幼児教育推進体制の構築等を進めることが必要である」ことが示されています。

幼児教育施設においては、小学校以降の学校教育における授業改善等やそれらを通じて育まれる資質・能力を見通し、遊びを通して学ぶ幼児教育の特性を踏まえつつ、その充実に取り組むことが求められています。その際、幼児教育では、従来から一人一人に応じた指導や一人一人のよさを生かした子ども同士の関わりを重視しており、そのような子どもの活動を通して協同性を育んでいることの意義についても再確認をしながら、幼児教育の充実を図っていくことが重要です。

#### 国の動向④：「幼保小の架け橋プログラムの実施」

これまで国では、3要領・指針の整合性を確保するとともに、小学校との接続期の連携の手掛かりとして「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を策定するなど、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携の推進を図ってきました。しかし、実践の多くが行事の交流等にとどまり、資質・能力をつなぐカリキュラムの編成・実施が行われていないなどの点も指摘されています。このため、幼児教育の質的向上及び小学校との円滑な接続について専門的な調査審議を行うため、中央教育審議会初等中等教育分科会の下に「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」が設置されました。この委員会において具体的な方策が議論され、その審議のまとめとして2023年（令和5年）2月に「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」が取りまとめられました。また、幼保小の架け橋プログラムの実施に関して、文部科学省より2022年（令和4年）3月31日「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」及び「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）」が策定されました。

この「幼保小の架け橋プログラム」については、子どもに関わる大人が立場の違いを越えて自分事として連携・協働し、幼保小の架け橋期（0～18歳の学びの連續性に配慮しつつ、5歳児～小学校1年生の2年間を対象）に主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上ですべての子どもに学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指すものです。本プログラムは、架け橋期に求められる教育の内容等を改めて可視化したものであり、手引き及び参考資料を活用しながら、各地域や施設の創意工夫を生かした取組の充実を図っていくことが求められています。

#### 国の動向⑤「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会」

2024年（令和6年）10月に示された最終報告によると、乳幼児の頃からの質の高い教育が学業達成や職業生活、家庭生活など多面的に良い効果をもたらすことから、全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことが必要であると示されています。

また、幼保小の架け橋プログラムについて、モデル地域では主体的な遊びを支える働き掛けや指導が充実したり、子どもたちの主体的な姿が見られるなどの成果が上がっている一方で、全国的にみると幼保小の連携・接続の取組は未だ不十分であることが指摘されています。幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互の共通理解を図ることが求められています。

## 2 幼児教育センターの四つの機能

### (1) 「研修」の機能

研修の機能については、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に共通に位置付けられた「三つの資質・能力」「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」に基づいて、研修実施主体に対する助言を行うとともに、現行の研修内容を一元的に把握し、見直していきます。

また、小学校教員との合同の幼小接続に係る研修を充実させます。

※大分県幼児教育センターが所管する研修には、幼児教育センターが独自に企画、運営する研修と、他の研究団体や大学等（研修実施主体）に委託して行う研修があります。幼児教育センターへの研修の一元化に伴い、共通部分の研修を統合したり、不足した研修を補完したりするなど順次見直していきます。

#### ○研修実施主体に対する助言

- ・国の動向や考え方、他県の取組等、新しい情報を提供します。
- ・研修の企画段階で、県内の課題に応じた研修が実施できるよう委託先と協議を行います。

#### ○研修内容を一元的に把握し実施

- ・担当部局が実施してきた研修を、幼児教育センターが一元的に実施し、研修全般の内容を把握しながら、段階的に見直していきます。
- ・現場のニーズや県の課題などを、研修実施主体と共有しながら取り組みます。

#### ○幼保小の連携や円滑な接続に係る研修

- ・地域における幼児教育及び小学校教育との円滑な接続の在り方について、幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校の教職員間の相互理解を深めるとともに、「幼保小の架け橋プログラム」の実施に向けた取組を推進します。

#### ○市町村幼児教育アドバイザーの養成研修

- ・市町村幼児教育アドバイザーを中心とする地域の研修ネットワークの構築を目指します。

### (2) 「支援」の機能

支援の機能としては、幼児教育スーパーバイザーを配置し、公立私立、園種の別なく、要請のあった園に派遣し、現場での様子を参観し、協議や助言を行うなど保育者自身の創意工夫を促していきます。

また、市町村と連携しながら、地域の合同研修会や幼児教育施設及び小学校の研修支援を行います。

#### ○園内研修の助言

- ・園のニーズに応じてファシリテートしたり、助言したりします。

#### ○市町村幼児教育アドバイザーのフォローアップ

#### ○県や市町村が行う研修の企画・立案・講師

- ・園や保育者等の意見やニーズを把握し、大分県幼児教育センターが実施する研修に生かします。
- ・市町村が実施する幼小接続研修や合同研修会等での講師や助言を行います。

### (3) 「情報の収集・発信」の機能

国の動向等を把握し、積極的に情報を発信します。

大分県 幼児教育センター

<https://www.pref.oita.jp/site/oita-youjikyouiku>



#### ○国の動向の発信

- ・国立教育政策研究所「幼児教育研究センター」や文部科学省、こども家庭庁等の幼児教育に関する情報を発信します。

#### ○県内の状況の発信

- ・幼児教育センターが所管する研修の情報（期日、場所、内容等）
- ・県内で行われる各種研究会や公開保育等の情報（期日、場所、内容等）

#### ○調査・研究の成果等の発信

- ・県内の好事例を紹介します。

### (4) 「連携」の機能

連携の機能について、知事部局はもちろん、各市町村、県内大学、大分大学教育学部附属幼稚園等との連携をすすめ、研修の協力、実践事例等情報の共有を図っていきます。

#### ○幼児教育推進協議会との連携

- ・学識経験者や各関係団体、市町村関係者等を委員として、幼児教育推進協議会を開催し、研修の体系構築と研修の在り方、幼保小の連携や円滑な接続の推進等、様々な課題に関する協議を行います。

#### ○関係部局、市町村（教育委員会、児童福祉主管課）との連携

- ・関係部局、市町村との情報共有や施策に関わる協議を行う等、一層の連携を進めていきます。

#### ○各関係団体との連携

- ・大分県私立幼稚園連合会、大分県保育連合会、大分県認定こども園連合会、大分県国公立幼稚園・こども園連合会等と協議会を通して、新しい情報や県内の課題を共有します。

#### ○県内の養成系大学等との連携

- ・県内の養成系大学等と新しい情報や県内の課題を共有していきます。

#### ○大分大学教育学部附属幼稚園との連携

- ・保育研究協議会や保育力向上研修会、リカレント研修等で指導・助言を行います。
- ・園に法定研修等の講師、保育参観及び協議の場としての協力を要請し、連携を図ります。

#### ○県内の幼児教育施設・小学校との連携

- ・幼小接続に関わる公開保育や研修会等を通して、新しい情報や県内の課題を共有していきます。

### 3 幼児教育スーパーバイザーの活用

#### (1) 幼児教育スーパーバイザーの役割

「幼児教育スーパーバイザー」とは

各幼稚園・保育所・認定こども園を訪問し、園の現状と課題、ニーズに合わせて、園内研修支援、小学校教育との接続、カリキュラムや指導計画及び事例等の情報提供等を行っていく幼児教育の専門性を有した者。

大分県では令和4年度より幼児教育スーパーバイザーとして、市町村幼児教育アドバイザーと連携しながら、地域の幼児教育の質向上や小学校との円滑な接続を図るための研修等を支援しています。

＜役割①＞ 園内研修の助言

＜役割②＞ 市町村幼児教育アドバイザーのフォローアップ

＜役割③＞ 県や市町村等が行う研修の企画・立案・講師

#### ＜役割①＞ 園内研修の助言

- ・保育参観、指導、協議、園経営、人材育成、園長・主任の相談役
- ・幼児教育施設の訪問で、保育内容や指導計画等について助言等
- ・保育改善、園運営に関する相談、研究会事前指導及び資料作成、カリキュラム等の改善
- ・保育内容の充実、保育方法の充実、園内研修の活性化、研修リーダーの育成等

#### ＜役割②＞ 市町村幼児教育アドバイザーのフォローアップ

- ・一緒に園を訪問し、保育参観等を通した助言の仕方を支援
- ・地域の研修会等での活躍の場の支援

#### ＜役割③＞ 県や市町村等が行う研修の企画・立案・講師

- ・県や市町村等が行う研修において、研修の企画・立案、講話や研究協議の助言等を実施
- ・幼児教育に関する事例収集、調査研究等を行い、資料や刊行物を作成

## (2) 園内研修における幼児教育スーパーバイザーの活用例

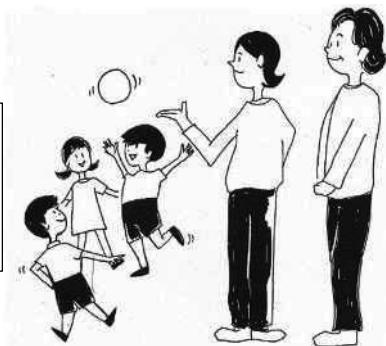
幼児教育スーパーバイザーは、保育者の積極的に学ぶ姿勢や日々の保育を自ら改善する態度を、さらに伸ばしていくように支えていきます。

\*今後は市町村幼児教育アドバイザーが同様の役割を担っていくよう支援していきます。

### ① 園内研修の具体例 1

「実際の保育の場で」

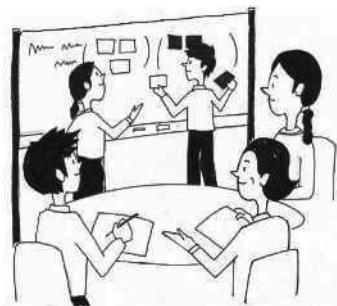
実際の保育の様子を参観しながら、気付いたことをその場で助言したり、子どものよさをさらに伸ばす話をしたり、目指すものを具現化するよう支援します。



### ② 園内研修の具体例 2

「ワークショップ形式で」

教育・保育の内容についての事例をもとに、気付きを付箋やホワイトボード等を使って整理・分析するなど見える化して、協議を進めます。また、日常の園内研修の進め方を示したり、助言を行ったりする等が考えられます。



### ③ 園内研修の具体例 3

「少人数による相談形式で」

園(所)長や園内リーダーを対象に、園評価、園内研修の進め方、指導計画等について、ニーズに応じて相談にのったり、情報提供したり等が考えられます。



### (3) 大分県幼児教育スーパーバイザーの派遣の手続き

(別紙様式1)メールに添付して申込みしてください

令和 年 月 日

大分県教育庁幼児教育センター所長様  
 電 話 097-506-5531  
 E-mail a31870@pref.oita.lg.jp

#### 大分県幼児教育スーパーバイザー訪問依頼書

##### 1 申請者

住 所			電話番号	
園・所 ・校名等	<input type="checkbox"/> をしてください。	園・所・校名等	E-mail	
	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所・園 <input type="checkbox"/> 公立 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 私立 <input type="checkbox"/> 幼稚園型 <input type="checkbox"/> 保育所型 <input type="checkbox"/> 小学校			
ふりがな		ふりがな		
代表者名			担当者名	
園児実員	0歳児( )人、1歳児( )人、2歳児( )人、3歳児( )人、4歳児( )人、5歳児( )人			

##### 2 訪問希望内容

相談項目 内容	空欄に○を付け、必要事項をご記入ください。(複数回答可)					
	①子ども理解・子どもの姿の見取り方	②教育・保育の内容	③子どもへの援助や支援			
	④環境構成	⑤保育記録の取り方・活用の仕方	⑥指導計画・日案等の書き方			
	⑦幼児教育と小学校教育との連携・接続	⑧保護者への対応の仕方	⑪その他(①～⑩以外)			
	⑨「しんけん遊び子」について・県の施策(プラン)について					
	⑩特別な配慮を必要とする子どもの支援の在り方等について					
	上記の○の項目について内容を詳しくご記入ください。					

##### 3 訪問対象・人数

どちらかに○を付けてください	参加者	園長・所長・校長等 (管理職)	( ) 人	計
自園・所・学校のみへの訪問を希望		教員・保育士等	( ) 人	人
各種研修会への訪問を希望		その他の職員	( ) 人	
<場所名・住所>※上記申請者の園・所に訪問する場合は、記入不要です。				

##### 4 希望回数・訪問時間 ※園の訪問回数は、原則、年間2回です

1回目					2回目(2回目も希望の場合、こちらに記入)								
第1希望	月	日( )	時	分～	時	分	第1希望	月	日( )	時	分～	時	分
第2希望	月	日( )	時	分～	時	分	第2希望	月	日( )	時	分～	時	分
第3希望	月	日( )	時	分～	時	分	第3希望	月	日( )	時	分～	時	分
上記の時間のうち 保育参観時間			:	～	:		上記の時間のうち 保育参観時間			:	～	:	
<input type="checkbox"/> 保育参観は希望しない。			<input type="checkbox"/> 保育参観は希望しない。										

※訪問時間は、月～金 9:15～17:00の時間帯です(時間帯については相談に応じます。土日は訪問できません)。

※訪問に市町村幼児教育アドバイザー養成研修修了者及び受講者が同行することがあります。

幼児教育センター記入欄 ※以下は、記入しないでください。

訪 問 日 時			ス パ ー バ イ ザ	備考(他の同行等)
1回目	月	日( ) 時 分～ 時 分		
2回目	月	日( ) 時 分～ 時 分		

<備考>

○幼児教育スーパーバイザー訪問依頼書は、大分県幼児教育センターのホームページからダウンロードできます。

○幼児教育スーパーバイザー訪問依頼書は、E-mailにより提出ください。

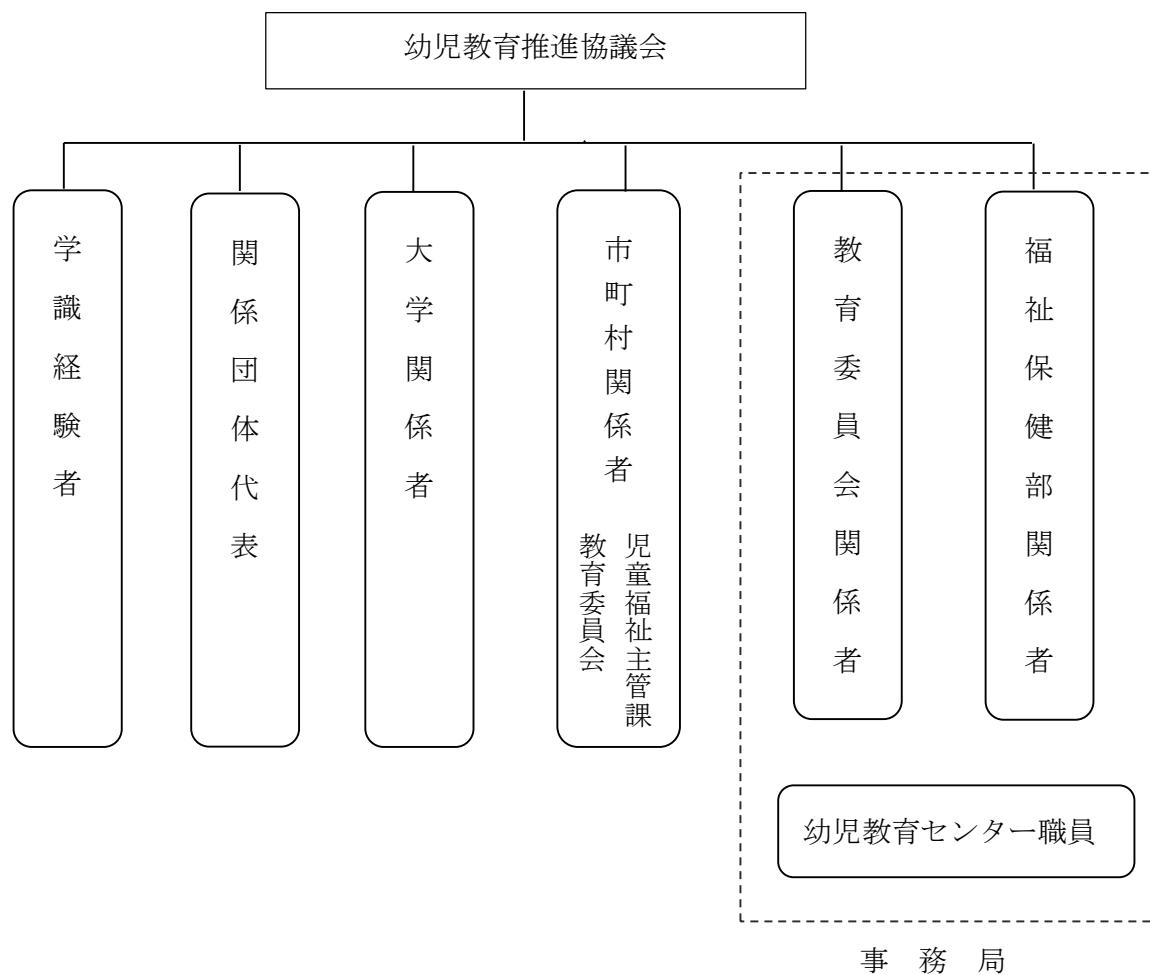
なお、E-mailのアドレスは、幼児教育センターのホームページに記載しています。

## 4 幼児教育センターの充実に係る幼児教育推進協議会

### ○目的

幼児教育に係る保育者等の資質能力向上を図るため、研修の体系構築と研修の在り方、幼保小の連携と円滑な接続の推進、その他幼児教育に関する様々な課題に関する研究協議を推進するため、大分県幼児教育推進協議会を設置します。

### ○協議会の構成



### ○開催

- ・年3回の予定（3回のうち、1回程度作業部会を行います。）
- ・大分県庁内で開催します。
- ・委員の決定は、年度当初に行います。

### ○幼児教育推進協議会

- ・設置要項等は、別途定めています。